

# 法人税法上の減価償却に関する基礎的考察

—その意義および平成19・20年度の改正点ならびに今後の課題—

柳 田 仁

## 1. 問題の提起

理論より政策論を重んじる税法においては、企業の国際競争力強化、産業政策・財政政策の達成等、政策目的によって影響を受けることが多い。そのような項目の1つに減価償却制度があり、平成19・20年度の税制改正は、実に40余年ぶりの大改訂である。

本稿では、減価償却に関して最近の改正の経緯を辿るとともに、その意義、改正点、今後に残された問題としてどのようなものがあるかを検討する。

## 2. 減価償却の沿革と現状

### (1) 我が国

我が国で、初めて法人の所得に対する課税が行われたのは明治32年である。しかし、当時は税務当局において「減価償却」という概念はなかったために、民法・商法等の法律概念に準拠して、資産の評価のように解釈した。すなわち、減価償却費は、商法における資産の評価減が損金として認められたわけである。

明治33年の減価償却認否に関連する日本絹綿紡績(株)事件、明治36年の日本郵船(株)等の船舶・建物についての償却方法の係争問題<sup>1)</sup>に対処するため、大正7年に大蔵省の内規(守秘第77号)として耐用年数(昭和12年改正)が定められ、減価償却制度が設けられた。それまでは、会計理論上のいわゆる減価償却概念は是認されることはなかった。

大戦後の昭和25年、シャープ勧告以前には減価償却は、昭和22年の法人税改正により法令化されたとはいえ、ほとんど当該企業の恣意性の強い実務が行われていた。勧告はこのような減価償却制度に大幅な改訂を促している。すなわち、

- 1) 減価償却は一定の方針に従い、償却方法として定率法、定額法等の数種のものからのみ選択適用を認めること
- 2) 一度採用した償却方法は、一貫して継続適用し、変更には税務当局の承認を得なければならないこと
- 3) 大蔵省は、耐用年数等を決定するために技術者を育成し、そのような専門家を速やかに採用すべきこと<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 日本郵船は、利益の留保策として明治34年(1901年)9月に減価償却(減価引除)方法を定率法から定額法へ変更して、償却不足額173万円を全額償却する会計処理を取った。山口不二夫『日本郵船会計史』、1998年、白桃書房、74頁。

<sup>2)</sup> シャープ勧告は、連合国最高司令官の要請で編成されたもので、カール・S. シャープ(コロンビア大学)教授を団長とする使節団によるものである。この使節団は、この勧告のために4ヶ月間日本に滞在し、そのうち2ヶ月は北海道から九州までの日本各地を実地調査して東京以外の情報も得ている。福田幸弘『シャープ税制勧告』、1985年、霞出版社。税制全般の根本的改正を勧告した。都留重人・平田敬一郎解説『税制の改革 シャープ勧告全文(日本税制報告書)』、1949年、日本経済新聞社、156-158頁。武田昌輔「法人に対する課税のあゆみ」(税制・四方山話 その1)『TKC(全国会)』NO.426('08/07)

更に、シャープ勧告以降の減価償却制度の主な改正点を時系列的に挙げれば、以下のようである。

- 昭和26年 「固定資産の耐用年数等に関する省令」(告示第50号) 制定
- 同 39年 償却可能限度額を取得価額の5%とし、償却方法の選定に弾力性保持
- 同 40年 減価償却資産の耐用年数等に関する省令が制定され、また、償却費は損金経理をしたものに限定
- 同 42年 税制簡素化の観点から、①国税局長の承認を条件として特別な償却方法が選択可能、②営業権の任意償却が可能、③陳腐化資産の償却限度額の特例が許容されたこと。
- 同 49年 耐用年数の短縮、増加償却制度の青色申告要件の廃止
- 平成5年 耐用年数表第五(新規産業の機械及び装置の耐用年数表)が廃止され、別表第二(機械及び装置の耐用年数表)に移行
- 同 10年 ①新規取得の建物の償却方法を定額法とし、さらに建物の耐用年数を短縮する一部改正、②小額減価償却資産の全額損金算入限度額が20万円未満(平成元年制定)から再度10万円未満に引下げするとともに、一括償却資産の損金算入制度の創設
- 同 12年 ソフトウェアについて繰延資産から無形資産への変更で耐用年数を次のように変更した。①複写して販売するための原本は3年、②その他のものは5年、③研究開発用のものは3年
- 同 13年 ①電子計算機の耐用年数の短縮、すなわちサーバー用を除くパソコンは4年、その他は5年とする。②適格

組織再編成税制創設に伴う減価償却費の計算及びその償却の方法等の整備<sup>3</sup>

平成19年度、20年度税制改正については後章に譲る。

## (2) 各 国

ここでは、主にドイツ、アメリカならびにイギリス・フランスにおける減価償却制度の現状の概要を紹介する。

### A) ドイツ

シュマーレンバッハが登場するまで、経営経済学の分野は、独立した学問領域として存在しなかったため、いわゆる減価償却という概念はなかった。それに関連する概念は、主に法律上の資産評価差額として捉えられていた。

ドイツでは、我が国やフランスと同様に確定決算主義を採用している。最近の税制改正では、2001年大幅な税率の引下げが行われ、法人税率は25%さらに2008年には15%となっている。現行の減価償却制度では、定額法(建物、機械装置等に適用)、定率法(2007年以前に取得された機械装置等については選択適用)の他に、生産高比例法等も認められている。また、鉄筋コンクリート建造物の場合、償却期間は定められているわけではないが、3%の定額法で償却することを規定している。また、企業創設者の支出した投資資産については、5年間に20%の特別償却を認めている<sup>4</sup>。さらに、機械装置に関しては3年から33年を償却期間としている。

なお、償却可能な限度額は100%で、備忘価額は1ユーロとしている。

### B) アメリカ

<sup>3</sup> 日本税理士会連合会編・石田泰正・高田静治著『減価償却—税務処理・申告・調査対策—』(法人税実務問題シリーズ)、第5版、2007年、3-4頁。

<sup>4</sup> アーンスト・アンド・ヤング：ドイツニュースレター 2007 No.1 (March)

直接税中心の国であるアメリカの税制は、法人税・所得税等の課税形態でも我が国に重大な影響を与え続けている。その最たるものが終戦直後シャープ使節団による税制勧告である。この勧告は、その後の我が国における税制の基礎となり、多大な影響をもたらした。

すなわち、この勧告を受け、税法上の減価償却に関しても、戦後、アメリカの制度が導入されることになる。しかし、アメリカでは確定決算主義は採用されず、また、税務上の減価償却方法は、定額法、定率法のみで限定されている。

すなわち、現行の減価償却制度では、建物等については定額法、機械装置等については原則として定率法、但し、定額法の選択適用も可能である。耐用年数に応じて200%もしくは150%定率法が適用される。また償却期間は建物27.5年、機械装置3年から20年で、償却可能な限度額は100%である。なお、2001年9月11日より3年以内に取得した動産については、初年度に30%の特別償却を認めている<sup>5</sup>。

### C) イギリス・フランス

イギリスにおいて減価償却は、法人税法上も原則として一般に公正妥当と認められる会計基準に従ってそのまま適用されている。

建物については、イギリス、フランスでは定額法を適用する。機械装置については、イギリスでは定率法を適用するが、フランスでは機械装置については原則として定額法、但し、償却期間が3年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択が可能である。イギリスでの建物の償却期間は定められているわけではないが、4%の定額法で償却し、機械装置は25%の定率で償却する。フランスでの償却期間は建物・機械装置とも、通常一般に使用される期間とし、企業の裁量を認めている。なお、償却可能な限

度額は、両国とも100%としている<sup>6</sup>。

以上のように各国とも従来から日本に比し、早期に減価償却により多額の費用化を許容して、企業の競争力を阻害しないよう配慮している。

## 3. 減価償却の意義

### (1) 企業会計上の減価償却

我が国『企業会計原則』の第三 貸借対照表原則、その五 資産の貸借対照表価額の項で貸借対照表記載の資産価額は「原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない」と規定している。

すなわち、企業会計における減価償却の最も重要な目的としては「適正な費用配分を行うことによって、毎期の損益計算を正確ならしめる」(連続意見書第三 『有形固定資産の減価償却について』) ことである。その結果として、当該有形固定資産への投下資金の回収によって、内部金融効果機能を有することにもなる。

ここで有形固定資産の取得原価とは、購入価格を基礎にその取得のための付随費用、すなわち引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、試運転費、立退き料、登記諸掛、さらに改良費等を加算し、値引・割戻額等を差引いて算定する。

<sup>5</sup> <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/078.htm>、2008年8月23日。なお、ここで200%(150%)定率法は、定額法の償却率(1/耐用年数を2倍(1.5倍)した率を償却率とする定率により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替える制度である。

<sup>6</sup> 川田剛「実使用年限に比して新法定耐用年数が長い場合の対応」税務弘報2008年9月号、145頁以下。

取得原価を耐用年数期間にわたって配分する際、予測される耐用年数は、物質的原因および機能的原因<sup>7</sup>の両者を測定し、決定する。このうち前者の物質的原因によって生ずる減価は、物質的減価あるいは物理的減価ともいい、この減価は技術的に比較的容易に予測できるが、後者の機能的減価は、正確な予測が困難である。それ故に、これまでは主に物質的減価を基礎として耐用年数を決定することが多かったが、しかし技術革新の著しい今日において機能的減価を軽視することは許容されない。今後の「耐用年数の決定に際しては、機能的減価の重要性を認め、過去の統計資料を基礎とし、これに将来の趨勢を加味してできるだけ合理的に機能的減価の発生を予測することが要求される。」<sup>8</sup> 実務的には、耐用年数は省令別表の定める法定耐用年数表によっている。

なお、残存価額とは、耐用年数到来時において見込まれる売却価額からそのための処分、解体、撤去のため要した諸費用、販売費を控除した差額をいう。今日のように環境問題が重視され、解体費・処分費等が多額に上る時代においては、残存価額がゼロというよりもマイナスになることが多い。このような状況を踏まえて、今回の税法改正では、償却可能限度額を取得原価の5%からゼロまで引下げ、実態に近づけた。

## (2) 商法・会社法上の減価償却

商法・会社法では、債権者保護を基本原則としているが、会社法第431条で「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定している。減価償却に関する条文としては、固定資産に関する次の条文がある。「営業用の固定資産について

は、……その取得価額より相当の減損額を控除したる価額を付することを得」（旧商法第34条第2項）。また、これに関連する条文として旧第285条があったが、いずれも新商法では削除されている。

企業会計原則と関係所法令との調整に関する連続意見書『有形固定資産の減価償却について』では、「費用配分の原則に基づく正規の減価償却の観念を商法上確立するために、固定資産の評価の関する規定において、償却資産たる有形固定資産の評価に関しては正規の減価償却手続に従わなければならないことを明らかにすること」を要望している。

## (3) 税法上の減価償却

税法上の減価償却は、会計学上の減価償却のように必ずしも理論に沿ったものではない。その時々課税主体の財政政策、産業政策等の政策論的な思考が介在する。

法人税上、各事業年度の所得金額は、益金から損金を控除して算出するが、その損金項目の1つに減価償却費がある。これは、各事業年度における固定資産の価値減少額であり、具体的には、法人が償却額として損金経理した金額のうち、その法人が選定した償却方法にもとづき計算された金額である。

減価償却は人為的に固定資産の価値減少分を費用として見積もるため、恣意性が介在するのでこれをできるだけ排除することが必要である。そこで、法人税上、減価償却計算に必要な要素である固定資産の範囲、償却方法、取得価額、残存価額及び耐用年数を詳細に法定化している。これはある面では、大量・回帰的な税務行政や企業実務の簡素化に配慮したものである<sup>9</sup>とい

<sup>7</sup> 減価の原因には、上述の物理的原因および機能的原因の他に、たとえば、風水害、火災・爆発等の偶発的原因によるものもある。これは固定資産の評価損であり、臨時損失であるので、減価償却費と厳密に区別しなければならない。

<sup>8</sup> 企業会計原則連続意見書第三「有形固定資産の減価償却について 第一企業会計原則と減価償却」八耐用年数の決定。

<sup>9</sup> 成松洋一『新減価償却の法人税務』、2007年、大蔵財務協会、7、8頁。

う。

税法では減価償却資産の範囲として有形固定資産、無形固定資産、生物を挙げ、書画骨董、事業用に供さない資産、建設中の資産等は除外している。その他、取得価額、減価償却の方法、減価償却限度額の計算方法、償却率、耐用年数、償却限度額等についても規定している。

また、税法では政策的な見地から普通償却の他に、特別償却が認められている。この特別償却では、原則として普通償却限度の外枠として償却ができ、この外枠の限度額を特別償却限度額という。したがって、償却限度額は、普通償却限度額に特別償却限度額を加算したものである。これは会計理論上、減価償却費として費用とは認められないものである。

ところで、各事業年度の償却費の損金への算入は損金経理をすることが要件であるから、償却限度の範囲内であれば、その損金経理いかんにより法人は任意に償却額を設定可能であり、法人税上では全く償却費を計上しないこともできる。したがって、法人が損金経理をしていないのに、税務署長が一方的に償却費の損金算入を認めることはしない。これに対し、所得税法上では、事業者が償却費を計上したか否かに関係なく、その資産が業務用に供されている限り、償却費は必要経費に算入される（所49①）。それ故に、所得税の減価償却は強制償却、法人税のそれは任意償却といわれる<sup>10</sup>。

### 3. 最近の減価償却に関する改正点

最近における減価償却制度の見直しの主な理由として、①諸外国の制度を踏まえ、国内における設備投資が諸外国に比べ不利にならないように、我が国企業を国際的整合性の観点から見直すこと、②経済活性化を促進するという観点から、償却資産の使用実態や企業の生産手段の新陳代謝の加速化を図るため抜本的に見直すこ

と等<sup>11</sup>が挙げられている。

以上のように最近では、特に企業のグローバル化の更なる進展に伴い国際競争力の強化が重視されている。次に主な改正点を紹介する。

#### (1) 平成19年度改正点

1) 平成19年4月1日以降に取得された減価償却資産の償却可能限度額および残存価格が廃止され、耐用年数経過時点で簿価1円を残して償却できるようになったこと。

ここで残存価額とは、耐用年数到来時における当該償却資産の潜在用役可能性であり、換金価値であり、その資産の売却価値あるいは利用価値を意味する。

これまで減価償却の三要素の1つであった残存価額は、平成19年度の税制改革によって廃止された。すなわち、平成19年4月1日以降取得された減価償却資産は、備忘価額1円を残してすべて償却できるようになったのである。しかし、同年3月31日以前に取得された償却資産に関しては、これまでどおり残存価額を配慮した償却計算法を行わなければならない。

償却限度額＝(取得価額－取得価額の95%相当額－1円)×事業年度の月数÷60

我が国改正前の制度では、耐用年数経過時点で取得原価から残存価額10%を差引いた額、すなわち取得原価の90%まで、それ以降は95%までを償却可能としていたため、100%が損金となるのは処分・除却時点であった。

従来の制度上の前提では取得価額の5%の価額で必ず売却できると仮定していたが、実際には取得価額の0.34%の価額で5.3%しか売却できない上に、多額の処分費が必要となる。このように、実態との乖離が問題であった。また、除却時には多額の除却損失を生じ、設備更新を妨

<sup>10</sup> 成松洋一、前掲書、9頁。

<sup>11</sup> 古頭尚志：制度調査部情報「税制改正の論点—減価償却制度の見直し等—」、2006年10月18日号、4頁、大和総研。

げる要因の1つとなっている<sup>12</sup>。

このことは以前から批判されていたように主要先進国が、償却可能限度額を100%としていることを勘案すれば、競争上不利である。今回の改正は、このような見地からなされたわけである。

2) 定額法の償却率250%とする定率法による加速度償却を許容したこと。この償却額が、法定耐用年数から経過年数を控除した残存期間でその期首の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した償却額を下回る期以降、償却方法を定率法から均等償却に切り替えて、備忘価額まで償却する<sup>13</sup>こと。

3) 平成19年3月31日を境に、それ以前に取得の減価償却資産の償却計算方法維持することもあって、その名称を旧定額法、旧定率法等と称し区分したこと等である。

以上のように、今回の改正は、特に国際的競争の激化に伴いその観点を視野に入れた抜本的な改訂が行われた。

## (2) 平成20年度改正点

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表が見直され、資産区分が整備されたこと。すなわち、

1) 別表第一の機械及び装置以外の有形減価償却資産（建物・その付属設備・構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品）の耐用年数表

① 旧別表第七（農林業用減価償却資産）から構築物及び器具備品を統合

② 露天式立体駐車設備及び無人駐車管理装置を追加

2) 別表第二の機械及び装置の耐用年数表

① 減価償却制度の簡素化・柔軟化の観点から、機械及び装置の法定耐用年数の388区分を55区

分にまとめたこと。しかし、アメリカの3区分（業種別48区分）等に比べれば、まだ複雑である。

② 耐用年数の短縮特例を受けた減価償却資産について、軽微な変更あるいは同種の減価償却資産取得時には、納税当局に許可認定を申請することなく届出のみでよいこと。これは納税者の事務負担の軽減、手続の簡素化を図ったものである。

③ 機械及び装置の耐用年数別表を改訂したことである。

減価償却額の計算においては、取得原価、残存価額および耐用年数の3要素が必要である。耐用年数に関しては、耐用年数省令等によって①基本的法定耐用年数、②鉱業権および坑道の耐用年数、③特殊な減価償却資産の耐用年数、④中古資産の耐用年数等が規定されている。この耐用年数は、具体的には、いわゆる法定耐用年数表による。この表では、償却資産の種類・用途別に幾つかのグループに規定されている<sup>14</sup>。

平成20年度改正によって、機械および装置の法定耐用年数区分は388区分から55区分（日本標準産業分類の中区分）、細目を合わせても104区分とスリム化・整理されることになった。旧省令別表第二の「設備の種類」と「細目」は、改正で「用途」と「細目」とに改められた<sup>15</sup>。この結果、業種・用途によって耐用年数が変わることで償却限度額も、さらに所得額も影響を受けることになる。

1) 別表第四の生物の耐用年数

①耐用年数の全般的見直

②キウイフルーツ樹及びブルーベリー樹の追加

2) 旧別表第五の汚水処理用減価償却資産・旧別表第六の煤煙処理用減価償却資産の耐用年数

①資産区分を構築物ならびに機械及び装置の2種類に単純化

<sup>12</sup> 古頭尚志：制度調査部情報、前掲論文、7頁。

<sup>13</sup> 土谷昭司「減価償却制度と新しい法定耐用年数」『税務弘報』2008年9月号、117頁。

<sup>14</sup> 別表第二の特に重要と思われるものを抜粋し、巻末に記載した。

<sup>15</sup> 山下宣子「平成20年度税制改正のポイントⅡ—減価償却制度」『税経通信』2008年5月号、69頁。

②両旧別表を別表第五の公害防止用減価償却資産の耐用年数表として統合

3) 旧別表第七の農林業用減価償却資産の耐用年数表別表第一及び第二に統合し、旧別表第七を廃止<sup>16</sup>等である。

今回の改正で、国際競争力強化、償却資産の早期費用化等ため法定耐用年数の短縮化が図られたものが大部分であるが、その一方、例えば食料品製造設備のようにその用途・実態に合わせて延長されたものもある。

法人税法上では、減価償却に係る定めが、損金算入を規制することにあるため、専ら償却限度額が何を単位としているかが問題となる。①耐用年数別表の種類（細目）、②耐用年数、③企業会計で採用されている減価償却のすべてが一致するものを一つのグループとして計算することとされており（法規18条）、税法上の償却限度額の計算はグルーピングによる一種の総合償却であるといえる。減価償却の処理が、企業会計と一致しない場合においても、損金経理の要件を比較的緩やかに捉えている<sup>17</sup>。

#### 4. 今後の課題

今後、減価償却制度において検討すべき課題として経済的陳腐化、中古資産の耐用年数、過大な廃棄処分費等がある。

##### (1) 経済的陳腐化

経済的陳腐化とは、前述のように機能的減価といい、物理的減価が生じていないにもかかわらず、新しい技術の発明や改善、流行の変化、生産方法の変更または環境の変化等によって、

償却資産が経済的・社会的状況や利用に適合しなくなることをいう。たとえば、ある製品を流りに合わせてモダン化するために、使用可能な機械を耐用年数を残したまま新しい機械に取り替えるといったケースがこれにあたる。

経済的陳腐化は、耐用年数を短縮する要因であるので、耐用年数を予測する際に当然、考慮すべきものである。しかし、物理的減価に比し計量予測が困難であり、技術革新が進行すればするほど、ますますその重要性は増している。それ故に、如何にこれを予測するかが今後、重要な課題となる。

##### (2) 中古資産の耐用年数

ここで耐用年数の見積りににおける中古資産とは、個人において使用され、または法人において事業の用に供された減価償却資産を取得した場合のその資産をいう（耐令3①）。したがって、例えば未使用あるいは事業の用に供したことの無い新品の売れ残り品は、ここでいう中古資産には該当しない。

中古資産に関しては、それを取得して法人の事業用に供した場合、その耐用年数は、その用に供したとき以後の使用可能期間を見積もり、その期間の年数によってよい（耐令三①）。中古資産の耐用年数の見積りは、税務署長や国税局長の承認、認定を受ける必要はない。法人は、省令等を参考にして自らの判断の基に合理的な耐用年数を見積もり、適用すればよい<sup>18</sup>。

そこで耐用年数省令では、①事業の用に供した以降の使用可能期間が見積もられるものについては、その事業の用に供した事業年度においてすることができ、その後の事業年度においては、その見積をすることはできない。②残存耐用年数の見積りが困難なときは、次の年数（1年未満は切捨とし、2年に満たない場合は2年と

<sup>16</sup> 三上清隆「新耐用年数適用の実務ポイント—業種区分の判断—」『税務弘報』2008年9月号、130-131頁。

<sup>17</sup> 山下宣子、前掲論文、74頁。

<sup>18</sup> 成松洋一、前掲書、225頁。

する。)を 残存耐用年数とすることができる(簡便法)。たとえば、耐用年数の全部を経過した資産は、法定耐用年数×20%=見積耐用年数としている。その他、③見積法及び簡便法を適用することができない中古資産、④機械等の総合償却資産の見積耐用年数に関しても規定している<sup>19</sup>。

新規購入の償却資産については、法定の耐用年数別表によって客観的に把握できるが、中古資産に関しては、大枠は規定しているものの、個別的・具体的な規定はないため、客観的な耐用年数の把握ができないということである。

### (3) 過大な廃棄処分費等

中古資産の再使用やリサイクルも限界に達すると、使用不可能となり、廃棄処分せざるを得なくなる。昨今は環境保全重視や処分費等で、除却費用や撤去費用の高騰に伴いこれらの費用をどのように負担するか問題となる。このような現状において、従来プラスと考えられていた残存価額が、むしろマイナスになることが多いと認識されるようになったのである。

国際財務報告基準(IFRS)では、これらの除却・撤去費用及び借入れ費用を有形固定資産の取得原価の構成要素に算入することを求めている<sup>20</sup>。しかし、実務上、どこまでを取得原価に算入するか議論の分かれるところであり、また有形固定資産の将来の除却・撤去のための費用を見積もることは容易ではない。

以上、3点を特に今後の減価償却制度における検討すべき課題として挙げるができる。これらの課題の早急な改善が望まれる。

<sup>19</sup> 成松洋一、前掲書、230頁以下。

<sup>20</sup> KPMG「ニューズレター(海外情報)」<http://kpmg.or.jp/resources/newsletter/jp/german/200612/05.html>, 2008/07/30



〔附表(注14)〕

別表第二 機械及び装置の耐用年数表 (抜粋)

番 号	用 途	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10年
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
		その他の設備	7
4	木材・木製品（家具を除く）製造業用設備		8
5	家具・装備品製造業用設備		11
8	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造業用設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、 偏光版用フィルム製造設備 その他の設備		5
			4
			5
			5
			5
			8
9	石油製品・石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他号掲載除外）		8
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14

20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型・書換え型）製造設備	6
		プリント配線基盤製造業用設備	6
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備		7
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
33	熱供給業用設備		17
35	通信業用設備		9
39	道路貨物運送業用設備		12
42	飲食料品卸売業用設備		10
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備	10
48	飲食店用設備		8
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
54	その他のサービス業用設備		12